

石川県公共測量作業規程

石川県公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「石川県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは、「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。



国国地第 519 号

公共測量作業規程変更承認書

石川県知事

平成20年8月20日付け監第1656号で変更申請のあった石川県
公共測量作業規程は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項
の規定により承認する。

平成 20 年 9 月 2 日

国土交通大臣

